

令和6年度野生鳥獣による森林被害状況や森林整備実態の把握・対策手法の検討に関する調査委託事業仕様書

1 件名

令和6年度野生鳥獣による森林被害状況や森林整備実態の把握・対策手法の検討に関する調査委託事業

2 目的

近年における野生鳥獣の食害等による森林への被害の深刻化は、森林所有者にとって人工林の主伐・再造林などの経営意欲の低下を招き、また、被害を受けた森林では、本来有する公益的機能の発揮に影響を与える恐れが発生している。

しかし、南北に長くさまざまな気候区分に分かれている日本列島において、加害鳥獣の生息密度の違いなどによる地域的なバラつきや、予防対策の有無及びその方法・程度が、被害の発生率にどのように影響するかについては十分明らかになっていない状況であり、新たな地域での被害も発生する傾向にある。

また、森林被害の定量的把握にはコストがかかるため、被害を客観的に把握するための情報が足りていない状況となっている。

そのため、鳥獣害に対するリスクのデータを状況別に収集するとともに、省力的な森林被害状況の把握手法もあわせて検討を行うことで、幼齢造林地において合理的な防除手段が選択可能となることを目的とする。

3 調査実施期間

委託契約締結日から令和7年3月10日（月曜日）までとする。

4 内容

(1) 鳥獣害対策の優先度調査

鳥獣害別の林業被害の実情を基に、影響力が強いものを把握し優先的に対策すべきものを検討するため、アンケート調査を行い、以下の資料及び既存データとともに分析する。

- ・令和2年度シカ被害対策推進調査事業報告書、ヒアリング資料及びアンケート調査票解析データ
- ・令和元年度シカ被害対策推進調査事業報告書、ヒアリング資料及びアンケート調査集計データ
- ・平成30年度シカ被害対策推進調査事業報告書、ヒアリング資料及びアンケート調査集計データ
- ・5に記載する担当部署（以下同じ。）が提供する本業務に関連するデータ

(2) 被害の発生率の検証

防護施設が破損する確率及び防護施設破損後の被害拡大の検証のため、鳥獣害対策用防護施設のなかでも代表的なシカ防護柵についてアンケート調査により以下の事例を収集し、その結果をデータ化した上で（1）に記載している既存データとともに分析し、防護施設が破損し樹木が経済的損害を受けたときの期待値について検証する。

- ・破損する確率の検証に向けて、材質や設置年数などの形態別、傾斜や積雪、隣

接林地などの林地状況別の設置事例

・破損後の被害程度の事例

なお、新規事例収集にあたっては、担当部署と調整の上、既存データに不足している形態及び林地状況について重点的に収集すること。

(3) 省力的な調査手法の検討、現地検証

国内外における既存の森林調査や損害調査の手法について、文献等から情報を収集して洗い出し、デメリットも明確化した上で省力的で均一な結果が得られる調査手法を検討する。

また、実現の可能性が高いものについて、幼齢造林地にて検証を行う。

(4) 検討委員会の設置

ア 委員の決定

外部の学識経験者による検討委員会を設け、2回以上委員会を開催（方針の確認、年度末とりまとめ等）し、上記（1）から（3）の成果について評価を得るとともに、必要な助言を受けること。

なお、検討委員には、森林の鳥獣被害について学術的に詳しい者、また、損失の回復の観点からリスク管理について知見や経験を有する者をそれぞれ1名以上含めること。

委員の選定は、担当部署と調整の上行うこと。

イ 委員会の開催

受注者は、委員会の開催時期、開催場所及び開催方法について、担当部署と協議した上で調整、決定すること。

また、開催の都度、議事録を作成し、開催後3開庁日以内（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項の各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に担当部署に提出して承諾を得ること。

なお、委員会の開催に必要な経費は、本業務に含むものとする。

5 担当部署

林野庁森林整備部計画課森林保険企画班

6 成果品等

(1) 納入物件

No.	物件名	形式	数量	提出期日
1	中間実施報告書	電子	1ファイル	令和6年 12月10日
2	検討会議事録	電子	1ファイル	開催後 3開庁日以内
3	打合せ議事録	電子	1ファイル	開催後 3開庁日以内
4	アンケート調査 資料及びデータ	電子	1ファイル	令和7年 3月10日
5	分析又は検証デ ータ	電子	1ファイル	令和7年 3月10日

No.	物件名	形式	数量	提出期日
6	調査報告書	紙（冊子） 電磁的記録媒体 （CD-ROM等）	15部 3部	令和7年 3月10日

（2）納入方法

紙媒体による納入物件について、用紙のサイズは、原則として日本産業規格A列4番とするが、必要に応じて日本産業規格A列3番を使用すること。電磁的記録媒体の納入物件について、Microsoft Office又はPDFのファイル形式で作成すること。

なお、電磁的記録媒体は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう適切に対処した上で、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を記載したラベルを貼り付けて納入すること。

（3）納入場所

林野庁森林整備部計画課（農林水産省別館7階ドアNo. 別712）

（4）事業報告

受託者は、調査報告書の納入に当たって報告会を実施すること。

7 成果品（著作権等）の帰属等

（1）本業務における成果品の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て農林水産省に帰属するものとする。

（2）農林水産省は、成果品について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受託者は、成果品について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。

ただし、成果品に第三者の権利が帰属するときや、複製等により農林水産省がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までには通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

（3）納入される成果品に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に農林水産省の承認を得ることとし、農林水産省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら農林水産省の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、農林水産省は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

（4）受託者は、農林水産省に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、ま

た、第三者をして行使させないものとする。

- (5) 受託者は、使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

8 資料及び既存データの貸与

- (1) 発注者は、受注者の求めに応じ、4の(1)に記載する資料等を貸与するものとする。

ただし、担当部署以外が保有する資料である場合は、担当部署に貸与の必要性を説明し、担当部署が提供先に承諾を得た上で貸与することとする。

- (2) 受注者は、(1)により貸与された資料について、本業務の遂行のためにのみ利用するものとし、本業務と無関係の部署及び再委託契約者以外の他者への譲渡並びに本事業の遂行目的以外でのデータの複製・転用は禁止するものとする。
- (3) 受注者は、(1)により貸与された資料又は当該資料に記録された情報について、漏えいし、毀損し、又は滅失したときは、担当部署に直ちに報告し、その後の対応について指示を受けなければならない。
- (4) 受注者は、(1)により貸与された資料について、本業務の完了までに発注者に返却しなければならない。

9 再委託に関する事項

- (1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

ア 本業務の受注者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等をいう。また、再委託できる業務は、原則として契約金額に占める再委託金額の割合が50パーセント以内の業務とする。

イ 受注者における遂行責任者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。

ウ 受注者は、再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

エ 再委託先における情報セキュリティの確保については、受注者の責任とする。

- (2) 承認手続

ア 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した別添の再委託承認申請書を発注者に提出し、あらかじめ承認を受けること。

イ 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を発注者に提出し、承認を受けること。

ウ 再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

- (3) 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、発注者は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

10 その他

- (1) 本事業における人件費の算定に当っては、別添の「委託事業における人件費の

算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、発注者は受諾者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受諾者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。

- (2) 本事業についての打合せを、業務着手段階、中間報告、調査報告書の取りまとめの段階の3回以上行うものとし、これに加えて、担当部署から求めがあった場合は別途打合せを行うものとする。

また、打合せの都度、議事録を作成し、打合せ後3開庁日以内に担当部署に提出して承諾を得ること。

- (3) 業務の目的を達成するために、担当部署は業務状況・進行状況に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

- (4) 受託者は、本事業の実施に当たって、再委託を行う場合は、支出負担行為担当官林野庁長官の承認を得るものとする。

- (5) 受託者は、本事業により知り得た情報について、外部に漏らしてはならない。

なお、本業務の遂行を支援した学識経験者の所属する研究機関が本事業の成果を学会発表や学術論文等において公表したい場合は、事前に発注者と協議を行うものとする。

- (6) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、担当部署と受託者が協議を行うものとする。

- (7) 受託者は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要な消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。